

平成 22 年 3 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社MAGねっとホールディングス
代表者名 代表取締役社長 大島 嘉仁
(JASDAQ コード 8073)
問合せ先 取締役業務部長 吉田 智大
(TEL 03-5643-0620)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

平成21年6月17日付『「訴訟の提起に関するお知らせ」の経過（異議申立）について』にてお知らせいたしました、当社が東京地方裁判所に申し立てておりました、株式会社SFCG（以下、「SFCG」といいます。）破産管財人瀬戸英雄（以下、「破産管財人」といいます。）に対する異議訴訟において、本日訴訟上の和解が成立いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解にいたるまでの経緯

当社は、SFCGが当社に対して担保提供を行っておりました当社株式 13,682,483 株について、平成 21 年 2 月 23 日にSFCGが民事再生手続申立てを行ったことによって期限の利益を喪失したため、担保実行を行いました。

これに対し、破産管財人は、SFCGの行った当社への譲渡担保設定行為が無償行為であるとして、平成 21 年 4 月 28 日付（訴状到達日 平成 21 年 5 月 1 日）にて否認請求を行い、平成 21 年 5 月 19 日付（決定通知書送達日 平成 21 年 5 月 21 日）で、東京地方裁判所は破産管財人の請求を認容する決定を下しました。

これを受けて、当社は、平成 21 年 6 月 17 日付にて、この決定に対する異議申し立てを行い、係争中でありましたが、同裁判所より提示された和解案に基づき、以下の内容にて訴訟上の和解が成立いたしました。

2. 和解の内容

- (1) 当社は、破産管財人に対して 15 億 300 万円相当の資産を支払う。
- (2) 上記 (1) 記載の支払として、破産管財人に対して①当社が 1 億 4,000 万円の和解金を支払うと共に、当社が保有する不動産・有価証券を譲渡し、②当社の子会社である株式会社ジャスティス債権回収が同社保有の買取債権を譲渡する。
- (3) 当社は、破産管財人に対して、破産債権届出書により届け出たSFCG宛債権 44 億 1,594 万円について、全ての届出を取り下げる。

3. 業績に与える影響

今回、上記2.(2)に記載する時価合計約15億300万円の支払いを行うこととなりますが、当該譲渡物の簿価にかかる精査を含め、業績に与える影響については精査中であり、現在において影響額が明らかではないため、影響額が明らかになった段階で、直ちにお知らせいたします。

なお、当社グループは、平成21年3月期決算において、本訴訟に関する訴訟損失引当金1,184百万円を計上済みであるとともに、(3)記載のSFCG宛債権についても、本訴訟にかかる引当金とは別に、貸倒引当金として平成21年3月期において全額引当て済みであります。

以 上